

青少年講座企画運営業務委託企画提案公募要領

1 業務の概要

(1) 業務名

青少年講座企画運営業務

(2) 目的

明日の地域を担う若者の育成を図るため、青少年リーダーを養成するにふさわしいテーマを設定した青少年講座の企画運営を行う。

(3) 業務内容

「青少年講座企画運営業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 委託料の上限

1,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）（4講座分）

※青少年講座A及びBとも1講座につき、250千円を上限とする。

1講座のみの提案も可能とする。（1提案者につき4講座まで）

例） $A \times 1$ 、 $A \times 1 + B \times 1$ 、 $B \times 4$

※選定委員会の審査は講座単位で行うため、複数の講座を提案した場合において、一部の講座のみが選定される場合がある。

(6) 委託先選定方法

公募型プロポーザルにより、予算の範囲内で4講座を選定し、当該講座の提案者を契約予定者とする。

2 参加要件

次に掲げる要件のすべてを満たす法人又は法人以外の団体であって、委託業務を的確に遂行する能力を有する者とする。

(1) 徳島県内に本社又は事業所を有する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置の対象となっていない者

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申立てがなされていない者及びこれらの手続中でない者
- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

3 応募方法

- (1) 担当課（問合せ及び書類提出先）

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県こども未来部男女参画・青少年課

青少年育成担当

電話番号：088-621-2176

ファクシミリ：088-621-2843

E-mail：danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

- (2) 参加表明書の提出

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加表明書（様式第1号）に必要な書類を添付の上、(1)まで提出すること。

とくぎんトモニプラザを利用する場合は、とくぎんトモニプラザの予約状況を確認したうえで、候補日・時間・場所を明記すること。

- (ア) 提出期限

令和7年5月12日（月）正午まで

- (イ) 提出方法

持参（9時から17時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留郵便又は配達証明で期限内に必着）とする。持参又は郵送した資料は電子メールにて上記「(1) 担当課」のメールアドレス宛に送付すること。

持参する場合は、「(1) 担当課」まで電話により連絡してから来庁すること。

- (3) 企画提案書の提出

- (ア) 提出書類

- ・企画提案書（様式2） 6部

講座計画表

※講座単位で作成すること。

※とくぎんトモニプラザ内の施設を利用する場合は、部屋名・実施日を明記すること。

- ・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は個人事業開始届の写し 1部

提出書類の作成等に要する経費は、全て提出者の負担とする。

(イ) 提出期限

令和7年5月27日(火)正午まで

(ウ) 提出方法

持参(9時から17時まで(土日・祝日を除く))又は郵送(書留郵便又は宅配 便で期限内に必着)とする。持参又は郵送した資料は電子メールにて上記「(1) 担当課」のメールアドレス宛に送付すること。

持参する場合は、「(1)担当課」まで電話により連絡してから来庁すること。

(4) その他

- ・企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類はこの企画提案の審査目的以外には使用しない。
- ・提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ・本業務に利用するとくぎントモニプラザの施設については、(2) 提出後に県が仮予約を行う。県が予約した際に空いていなかった場合は、契約締結後に受託者と協議を行う。

4 選定方法

(1) 企画提案の審査

- ・県が設置する選定委員会において、企画提案書の書面審査を実施する。
- ・審査は講座単位で行い、原則として、上位から4講座を採択案件とする。そのため、複数の講座を提案した場合、一部のみが採択となる場合がある。
- ・提案者が一者であった場合は、企画提案書の適否を評価することとする。
- ・選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容
企画提案の妥当性 具体性と効果	業務の趣旨を踏まえ、仕様書に沿った提案内容となっているか。
	テーマや講師の選定は適切で妥当であるか。
	講座の日程、開催場所は参加しやすいものとなっているか。
	若者の興味関心を引きつけ、積極的な参加が見込める内容であるか。
	業務の全体スケジュールは適切か。
業務遂行能力等	業務を実施するために必要な人員を確保しているか。
	業務を実施するために必要なノウハウや実績を有しているか。
	経費の積算根拠が具体的に示されており、実現性があるか。

※審査は、講座単位で行う。

(3) 選定結果の通知

- ・選定結果については、提案者宛てに書面により通知する。
- ・選定結果に対する異議申立ては受理しない。

5 質疑応答

(1) 質問の受付期間

令和7年5月12日(月)正午まで

(2) 質問の提出方法

当該公募に係る質問は、電子メールにより提出すること。ただし、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

メールアドレス：danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

電話番号：088-621-2176

(3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者の提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

参加申込書を提出した全ての者に対し、5月16日(金)までに電子メールにより回答を送付する。

6 スケジュール

令和7年4月25日(金)	公募開始
令和7年5月12日(月)正午	参加表明書の提出・質問受付締切
令和7年5月27日(火)正午	企画提案参加申込書提出締切
令和7年5月下旬頃	選定委員会
令和7年6月中旬頃	契約

7 契約について

(1) 公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された4講座の提案者と協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更も含まれる。

(2) (1)の協議が不調のときは、選定委員会で順位付けられた上位の講座の提案者から順に契約締結の協議を行う。

(3) 契約保証金は免除する。